

京都市告示第482号

市会の議決を経て、指定管理者を次のように指定しました。

平成30年12月26日

京都市長 門川大作

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
京都市北白川児童館	京都市右京区嵯峨大覚寺門前六道町 12番地 社会福祉法人健光園	平成31年 4月1日か ら平成36 年3月31 日まで
京都市七条第三児童館	京都市南区東九条東山王町27番地 公益社団法人京都市児童館学童連盟	同 上
京都市桂徳児童館	京都市西京区榎原角田町1番地42 社会福祉法人積慶園	同 上
京都市百井青少年村	京都市中京区西ノ京西月光町 18-2-1 一般財団法人ポジティブアース ネイチャーズスクール	平成31年 4月1日か ら平成35 年3月31 日まで

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課)